

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、個人住民税の賦課事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.地方税の賦課徴収 2.個人住民税の障害者控除の適用 3.個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 4.個人住民税の減免 5.個人住民税に係る証明書の発行 <p>【内容】</p> <p>賦課期日(1月1日)現在、小林市に住所を有する者に対し住民税額の計算を行い、納税通知書を発送する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課税対象者、給与支払者、年金保険者、他自治体及び税務署から納税義務者の課税資料を取得・収集する。 ②申告支援システムを利用し、取得・収集した課税資料を基に個人住民税課税情報を作成する。 ③障害者控除適用者について該当部署へ照会し、適正な適用か判断し、適用する。 ④配偶者控除及び配偶者特別控除、扶養控除適用者において、他自治体に住所を有する者については、該当市町村へ所得情報を照会し、適正か判断し適用する。(中間サーバー経由) ⑤申告支援システムで作成した個人住民税課税情報を基幹系システムへデータ連携し、賦課計算処理を行った後、納税通知書・税額通知書を作成する。 ⑥納税義務者、給与特別徴収義務者、年金特別徴収義務者へ税額を通知する。(納税通知書・税額通知書の発送) ⑦住民税の減免申請該当者の申請書を受付け、減免申請条件へ該当するか審査を行い、基幹系システムで免除処理後、通知する。 ⑧他自治体の課税資料を該当市町村へ回送する。 ⑨賦課情報に基づき、申請に応じて個人住民税に係る証明書を発行する。
③システムの名称	申告支援システム、個人住民税システム、住民記録システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名・納付システム、証明書コンビニ交システム、地方税ポータルシステム(eITAX)、国税連携システム(eITAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
①課税対象者管理情報ファイル	②課税管理情報ファイル
③課税台帳管理情報ファイル	④収納管理情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1-16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(平成26年内閣府・総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><特定個人情報の照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の27項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p><特定個人情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課 小林市細野300番地 0984-23-0115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I-1-③システムの名称		「証明書コンビニ交付システム」を追記	事前	
平成28年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月3日時点	平成28年9月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月3日時点	平成28年9月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年1月13日	I-1-③システムの名称		「地方税ポータルシステム(eITAX)」、「国税連携システム(eITAX)」を追記	事前	
平成29年1月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年1月1日時点	事前	重要な変更事項でないため
平成29年1月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年1月1日時点	事前	重要な変更事項でないため
平成29年1月13日	I-1-②事務の概要	①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体より納税義務者の課税資料を、取得・収集(国税連携システム・eITAXシステム)する。	①課税対象者、給与支払者、年金保険者、他自治体及び税務署から納税義務者の課税資料を、取得・収集する。	事前	
平成29年1月13日	I-1-②事務の概要	②個人住民税システムを利用し、取得・収集した課税資料を基に住民税額を計算する。	②申告支援システムを利用し、取得・収集した課税資料を基に個人住民税課税情報を作成する。	事前	
平成29年1月13日	I-1-②事務の概要	⑤賦課計算した住民課税情報を基幹システムへデータ移行し、納税通知書・税額通知書を作成する。	⑤申告支援システムで作成した個人住民税課税情報を基幹システムへデータ連携し、賦課計算処理を行った後、納税通知書・税額通知書	事前	
平成29年1月13日	I-1-②事務の概要	⑥課税対象者・給与特別徴収義務者・年金特別徴収義務者へ税額を通知する。(納税通知書・税額通知書の発送)	⑥納税義務者、給与特別徴収義務者、年金特別徴収義務者へ税額を通知する。(納税通知書・税額通知書の発送)	事前	
令和1年6月27日	I-5-2	税務課長 大迫 利文	税務課長	事後	
令和1年6月27日	II-1	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II-2	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV-1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-4-②	<p>〈特定個人情報の照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の27項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>〈特定個人情報の提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 	<p>〈特定個人情報の照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の27項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>〈特定個人情報の提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 	事後	